岡山県建築工事監理委託業務成績評定要領

（目的）

第１条　この要領は、建築営繕課及びその他知事が特に認める機関が発注する建築工事の工事監理に関する委託業務（以下「委託業務」という。）について、成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって企業並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　評定の対象は、原則として、１件の設計金額が200万円を超える委託業務とする。

（評定者）

第３条　前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査職員、総括調査員及び主任調査員をいう。

評定者	
検査職員	参事(検査担当)又は当該委託業務を所掌する課の長が指定した職員
総括調査員	当該委託業務を主に担当する班長
主任調査員	当該委託業務を担当する職員

（評定の方法）

第４条　評定は委託業務ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の結果は、様式第１「建築工事監理委託業務成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第５条　第３条に規定する検査職員は委託業務の検査を実施の都度、同条に規定する総括調査員、主任調査員は委託業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

（評定表の提出）

第６条　評定者は、評定を行ったときは、評定表を、遅滞なく、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第７条　契約担当者は、前条の規定により評定表の提出を受けたときは、遅滞なく、評定の結果を当該委託業務の受注者に対して、様式第２により通知するものとする。

（評定の修正）

第８条　契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認め

られる場合は、修正しなければならない。

２　契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第９条　前２条による評定の結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　契約担当者は、前項による説明を求められたときは、委託業務成績評定審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

３　前項の委託業務成績評定評価委員会は、「建設工事成績評定委員会設置及び運営要領」に基づき設置された建設工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

附　則

この要領は、平成27年４月１日以降に契約した建築工事の工事監理委託業務から適用する。

附　則

この要領は、平成27年９月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成30年４月２日から適用する。

附　則

この要領は、令和５年８月16日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から適用する。